

9月6日(日)は、町長選挙です

立候補予定者事前説明会

松田町長選挙の立候補届出の受付事務が円滑に行われるよう、次により事前説明会を開催しますので、関係者の方はご出席ください(立候補予定者1人につき3名以内)。

なお、選挙は9月1日(火)に告示され、同日の午前8時30分から午後5時まで立候補届出の受付を行います

日時 7月28日(火) 10:00~
場所 町役場 4階 4AB会議室
内容 立候補届出書類の記載要領等について

4年間の任期が満了(9月22日)となる町長選挙が9月6日(日)に行われます。

選挙に伴う立候補予定者事前説明会及び公職選挙法により禁止されている事柄等についてお知らせします。

【問合せ】町選挙管理委員会(庶務課内)

☎(83) 1221



3ない運動

贈らない 求めない
受け取らない



公職選挙法で禁止される行為

▼事前運動の禁止

立候補の届出以前に選挙運動をすることは「事前運動」となり、禁止されています。選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者を当選させるために、選挙人に働きかける行為をいいます。

「〇〇さんに投票してください」というような明瞭な行為だけでなく、特定の候補者の名前を有権者に知らせるだけでも、当選を目的とした行為であれば事前運動となる恐れがあります。

▼寄附の禁止

公職の候補者(立候補予定者と現職を含む)による寄附は、選挙区内の人に対して次の場合を除き、全ての寄附が禁止されています。

- ①政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附。ただし、自分を支持・推薦する後援団体については、6月24日から投票票日(9月6日)までの期間は禁止されません。
- ②親族に対する寄附。

公職の候補者の後援団体の寄附についても、政治団体や当該公職の候補者に対する寄附以外の寄附は禁止されています。
なお、開店祝いや花輪や就職祝い、お中元など冠婚葬祭における贈答、お祭りやスポーツ大会に金品を贈ることも禁止されています。

選挙ピラ(マニフェスト)が配布できるようになりました

選挙においては、有権者が投票に際し、候補者等の政策について知る機会を多くすることが大切です。

このたび、公職選挙法等の改正により、町長選挙の期間中(9月1日~5日)、選挙ピラ(いわゆるマニフェスト)の頒布が可能となりました。

このピラは、候補者1人につき2種類以内で5,000枚を限度に作成できますが、町選挙管理委員会が交付する証紙を貼ることが必要です。

詳しくは、町選挙管理委員会へお尋ねください。

平成21年度介護保険料(年額)

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)
1	○生活保護を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税、老齢福祉年金を受給している方	0.50	22,800円
2	世帯全員が住民税非課税、本人の前年合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	22,800円
3	世帯全員が住民税非課税、第2段階以外の方	0.75	34,200円
4	所属世帯が住民税課税、本人は住民税非課税、前年合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	0.95	43,320円
	所属世帯が住民税課税、本人は住民税非課税、ほかの第4段階に該当しない方	1.00	45,600円(基準額)
5	本人が住民税課税、前年合計所得金額と課税年金収入額が200万円未満の方	1.25	57,000円
6	本人が住民税課税、前年合計所得金額と課税年金収入額が200万円以上400万円未満の方	1.50	68,400円
7	本人が住民税課税、前年合計所得金額と課税年金収入額が400万円以上700万円未満の方	1.75	79,800円
8	本人が住民税課税、前年合計所得金額と課税年金収入額が700万円以上の方	2.00	91,200円

平成21年度から保険料を改定、保険料の所得段階を6段階から8段階に変更

平成21年度介護保険料納入通知書を送付します

今月から65歳以上の方(第1号被保険者)の平成21年度介護保険料の普通徴収が始まります。介護保険料の額は、本人や世帯の前年の所得などに応じて決定します。本人の所得が前年と同じでも、同一世帯の方に所得の増減などがある場合、保険料が変わることがあります。
65歳以上の方は、町が送付した納入通知書で納付していただく「普通徴収」と受給年金からあらかじめ天引きされる「特別徴収」の二つの納付方法があります。
なお、40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の保険料に含めて納付していただきます。

【普通徴収】

年間保険料を、7月から翌年2月までの8回に分けて役場から郵送される納付書により金融機関で納めていただきます。納付には、納期ごとに納め忘れがなくなる口座振替が便利です。ご利用の方は各金融機関でお申し込みください。
※本来、年金からの天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合がありますので、ご注意ください。

【特別徴収】

国民・厚生・共済などの老齢・退職年金及び遺族年金・障害者年金を年間18万円以上受給されている方は年金から天引きになります。保険料の年額は、年金の支給される月(年6回)に分けて天引きになります。老齢福祉年金と恩給は、受給額にかかわらず普通徴収になります。

【問合せ】福祉課高齢介護係
☎(83) 1226